

熊本県保険医協会 F A X 情報（その3）

2020年7月30日発行：（一社）熊本県保険医協会

令和2年7月豪雨に伴う被保険者証の有効期限 （更新・延長）に係る取扱い

令和2年7月豪雨による被災に伴い、一部地域（人吉市、八代市坂本町、芦北町、球磨村、山江村）では、国保・後期高齢者医療の新しい被保険者証（例年8月更新）を被保険者に送付できていない状況です。一部地域の被保険者については、新しい被保険者証が届くまでの間は下記の対応となる旨、熊本県国保・高齢者医療課と熊本県後期高齢者医療広域連合に確認しましたので、お知らせいたします。

※ 下記の取扱いとなる場合においても、一部負担金の免除要件（住家の全半壊、床上浸水等）に該当する旨の申し出が無い場合は、一部負担金は免除されませんので、ご注意ください。

（1）『国保』の被保険者証の取扱い（2020/8/1～）

<人吉市、芦北町の被保険者>

旧被保険者証の有効期限（～7/31）が、2020年10月31日まで延長されます。

※ 2020年10月31日までは、旧被保険者証を用いて通常通り受診できます。

<八代市坂本町、球磨村、山江村の被保険者>

新しい被保険者証が届くまでの間は、下記の取扱いとなります。

- ① 旧被保険者証をもとに、保険者番号、記号・番号をレセプトに記載する。
- ② 70歳～74歳の患者については、一部負担金の負担割合（2割又は3割）を保険者（八代市、球磨村、山江村）に確認してレセプトに記載する（定期受診者は、旧被保険者証の負担割合をレセプトに記載することでもよい）。

（2）『後期高齢者医療』の被保険者証の取扱い（2020/8/1～）

<人吉市、芦北町、八代市坂本町、球磨村、山江村の被保険者>

新しい被保険者証が届くまでの間は、下記の取扱いとなります。

- ① オレンジ色の旧被保険者証をもとに、保険者番号、記号・番号をレセプトに記載する。
- ② 当該患者の一部負担金の負担割合（1割又は3割）や負担区分等を熊本県後期高齢者医療広域連合（電話：096-368-6777）に問い合わせ確認の上、レセプトに記載する。
- ③ 令和2年8月中に75歳となる患者は、誕生日から後期高齢者医療へ加入することになる（国保の旧被保険者証では資格確認ができない）ため、熊本県後期高齢者医療広域連合（電話：096-368-6777）に問い合わせ資格等を確認する。

※ 国保とは違い、定期受診者についても、負担割合等については熊本県後期高齢者医療広域連合まで問い合わせてくださいとのことです。

<出典> 熊本県健康福祉部国保・高齢者医療課ホームページ

https://www.pref.kumamoto.jp/ki_ji_20227.html?type=top

- ・令和2年7月29日 熊本県国保・高齢者医療課「国民健康保険の被保険者証の有効期限の延長について」
- ・令和2年7月29日 熊本県後期高齢者医療広域連合「令和2年度後期高齢者医療被保険者証について（依頼）」